

令和3年6月29日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

eラーニング版「食品衛生責任者講習会」について

当協会の事業運営につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、次のとおり小田原保健福祉事務所長より連絡がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

また、本 eラーニングを受講した者は、食品衛生法施行規則第 66 条の 2 第 1 項で規定する別表第 17 の 1 のハ（1）の都道府県知事等が行う講習会を受講したものとみす旨も連絡がきております。

詳細につきましては、小田原保健福祉事務所食品衛生課までお願いいたします。

問合せ先
小田原保健福祉事務所 食品衛生課
電話 0465(32)8000 (代表)

e ラーニング版「食品衛生責任者講習会」動画について

本動画を利用し、令和3年度食品衛生責任者講習会を受講することができます。
次のeラーニングを受講した方は、都道府県知事が行う食品衛生責任者講習会を受講したものとみなされます。

1 動画名及び動画掲載先

動画名	URL	2次元コード
(1) 食品衛生責任者の責務	https://www.youtube.com/watch?v=jNs1BNavKq4	
(2) 各種手続きについて	https://www.youtube.com/watch?v=YWUDNiZ1ki8	
(3) 食中毒の予防について	https://www.youtube.com/watch?v=h8T1BPeWFLc	
(4) HACCP の考え方を取り入れた衛生管理について	https://www.youtube.com/watch?v=nz_m0g49uJc	
(5) 食品衛生法等の改正について	https://www.youtube.com/watch?v=49Z0VN5b5T0	

※小田原保健福祉事務所ホームページ内「食品衛生のページ」でもご覧になることができます

2 e ラーニング版「食品衛生責任者講習会」受講届出について

受講者が上記1の5本全ての動画を視聴した場合、下記電子申請システムにより、受講の届出を行ってください。

受講済み票の交付や食品衛生責任者手帳への押印をご希望の方は、受講の届出後、食品衛生課の窓口までお越しください。

電子申請システム

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=17788



3 動画公開期間

令和3年6月28日（月）から令和4年3月31日（木）まで

問合せ先

食品衛生課

電話 0465(32)8000 内線 3282～3285

F A X 0465(32)8138